

令和8年度ICTを活用した糖尿病重症化予防事業業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度ICTを活用した糖尿病重症化予防事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

糖尿病は、心血管疾患や腎症のリスクを高め、生活の質の低下や医療費増大につながることから、重症化予防が重要となるが、県内ではハイリスク者対策に取り組む市町村保険者が多い一方、保健指導の実施率は低く、市町村保険者ごとの基準や体制のばらつき、ノウハウ・マンパワー不足が課題となっている。

本事業は、糖尿病重症化予防に係るハイリスク者に対し、ICTを活用した保健指導を実施するとともに、指導内容や成果の見える化を図ることで、対象者の理解促進と行動変容につなげるとともに、保健指導を通して市町村保険者やかかりつけ医等の関係者間の情報共有を進めることで、市町村保険者における事業実施の効率化や負担軽減を図るなど、糖尿病重症化予防事業の効果的・効率的な実施体制を構築することを目的とする。

4 対象

事業対象市町村に居住し、医療機関に通院している下記に該当する者とする。

- (1) 糖尿病の診断を受けており、治療中（服薬中）の者
- (2) HbA1cの値が6.5から7.9かつ、 $30 \leq eGFR < 60$ 又は尿蛋白±以上を有する者
- (3) 当該事業に協力可能な医療機関及び市町村（以下、対象医療機関及び対象市町村という。）から対象者の紹介を受け、事業実施の了承が得られた者（最大人数45人。人数変動の可能性あり）

※別途、レセプト上、受診及び薬剤処方頻度が2か月以下、糖尿病透析予防指導管理料が加算されている方、がんや精神疾患など特定の疾病の治療中である者等、除外条件を定める。

5 業務内容

「6 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いたデータベースを構築し、糖尿病性腎症等で通院する者のうち、重症化するリスクの高い者に対しては、医療機関等と連携して、保健師・看護師・管理栄養士等専門職（以下、「指導員」という。）による保健指導を実施する。保健指導結果を市町村やかかりつけ医等へ報告することで関係者間の連携促進を図る。業務内容については、厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（令和6年度版）」（令和6年3月28日改定）及び宮城県の策定する「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を踏まえたものとする

- (1) データベースの構築

受注者は、県より提供されたレセプト等データを活用して、対象者抽出のためのデータベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

（２）対象者リストの作成

受注者は、データベースを用いて、糖尿病受診中の者のうち、健診受診者の場合は健診時のHbA1c・血糖の状況、尿蛋白（尿定性）やeGFRから腎障害の有無を確認し、健診未受診者の場合はレセプトデータを活用し、服薬状況や診療行為から比較的早期に人工透析への移行が疑われる対象者を抽出する。抽出結果を基に保健指導候補者リストを作成し、県へ提供する。なお、がん・難病・精神疾患・認知症等の保健指導対象者として適さない可能性のある対象者について、リストから予め除外するものとする。その後、県が追加で対象除外等の調整をし、保健指導候補者リストを作成することとする。

（３）保健指導の実施

保健指導の実施については以下のとおりとする。

ア 参加勧奨

- ・保健指導趣旨説明の通知文書、参加確認書、主治医が記入する「保健指導指示書」等を作成し、保健指導候補者へ送付する。通知文書等の内容は、受注者が作成して県の承諾を受けたものとする。
- ・通知文書等を送付した保健指導候補者に対して保健師・看護師・管理栄養士等専門職が電話による参加勧奨を行う。保健指導候補者の電話番号は県より提供するものとし、電話による参加勧奨は、対象者本人に電話が繋がるまで、曜日や時間を変えて3回を上限に架電することとする。
- ・保健指導候補者本人が参加に同意した場合は、「参加同意書」、及び主治医が記入した「保健指導指示書」の返送を依頼し、「参加同意書」と「保健指導指示書」を提出した保健指導候補者を保健指導参加者とする。
- ・「参加同意書」、「保健指導指示書」等（以下、「保健指導参加者情報」という。）は、受注者へ直接送付する。受注者は、提供を受けた保健指導参加者情報を基に、保健指導に必要な項目をデータ入力し、保健指導参加者リスト（確定版）を作成する。当該参加者リストは、氏名、フリガナ、電話番号、性別、生年月日、郵便番号、住所、連絡希望時間帯、検査データ、主治医名、医療機関名、医療機関住所等を盛り込んだ内容とする。
- ・保健指導参加者が確定後、面談日等が決まれば順次保健指導を開始する。なお、本業務に係る保健指導参加者の自己負担額は無料とし、医療機関に対する文書作成料は受注者が負担する。

イ 保健指導の実施（最大人数：45名、人数変動の可能性あり）

- ・およそ6か月程度で行われる保健指導のうち、初回と最終回は、保健指導用教材を活用した面接（オンライン含む）による指導を基本とし、その間は電話及びメール等による指導も可とする。
- ・保健指導参加者に対し、持続血糖測定器である「FreeStyle リブレ2」を2個提供することとし、事業の開始前及び終了の3週間前までに2回に分けて提供すること。また、「FreeStyle リブレ2」の装着期間中は、「リブレ view」（「FreeStyle リブレ2」の測定

データを管理・共有するクラウドシステム) から保健指導参加者の測定状況を確認し、測定が途切れている場合は、受注者より当該参加者に連絡すること。「FreeStyle リブレ2」の装着期間終了後は、県、対象医療機関及び対象市町村に「リブレレポート」(「FreeStyle リブレ2」の測定データを可視化・分析したレポート) を遅滞なく提供すること。

- ・事業の取組に関する(保健指導用教材の活用から指導後の効果判定まで) 管理・運用マニュアルを作成する。
- ・マニュアルの作成においては、今後当県において自治体に所属する保健師などの指導担当者が自走的に指導を担当して進めていけるような前提でマニュアルを構築する。
- ・県とは緊密な打ち合わせを前提とし、月一回以上の打ち合わせを行う。
- ・受注者は保健指導参加者からオンライン面接や FreeStyle リブレ2 の使用方法等に関する問合せに電話やメール等で対応すること。
- ・主な指導内容は、主治医が記入した「保健指導指示書」に沿った食事指導、運動指導、服薬指導、ストレスマネジメント、血糖管理及びフットケア等とする。
- ・保健指導用テキスト及び自己管理手帳等、保健指導の教材を使用すること。
- ・保健指導参加者が提出した検査結果等により指導対象外となった場合は、その対応について県と受注者が協議のうえ決定する。
- ・保健指導参加者への保健指導の実施状況については、県、対象医療機関及び対象市町村に対して、保健指導実施月の翌月に指導内容を書面にて報告すること。

(4) 評価及び効果検証の実施

受注者は保健指導参加者の FreeStyle リブレ2 の測定結果の変化等を県、モデル医療機関及びモデル市町村と連携しながら評価し、今後の糖尿病施策の推進に向けた効果検証を行うこと。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の実施を踏まえ、受注者は、県に対して、保健指導の実施状況及び結果を報告書としてまとめ、全業務完了後から速やかに保健指導実施報告書を提出する。なお、報告書は県糖尿病対策推進会議で使用できるものとする。

(6) 報告会の開催及び運営

ア 内容

上記(4)及び(5)について市町村保険者へ報告を行う。報告会では対象医療機関及び対象市町村からの報告を交えて紹介すること。その他、報告会の内容は県と受注者が協議して決定する。

イ 開催方法

市町村保険者を対象とした報告会を最低1回、ハイブリッド形式等で開催する。企画・運営・資料作成、講師調整、アンケート等は受注者が行う。

6 提供データ

(1) レセプトデータ

令和7年4月診療分～令和8年3月診療分(12か月分)

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科 . . . 「21_RECODEINFO_MED. CSV」
- ・DPC . . . 「22_RECODEINFO_DPC. CSV」
- ・調剤 . . . 「24_RECODEINFO_PHA. CSV」

(2) 特定健康診査データ

令和5年度～令和7年度分（3か年度分）

- ・特定健診受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」

(3) 被保険者データ

国保総合システム 特定健診等被保険者データ 「KD_IF015.csv」

7 成果物の納入

(1) 成果品

- ア 成果物一式を収めた記録メディア（CD-R等） 1部
- イ 事業実施報告書 1部
- ウ 糖尿病性腎症等重症化予防保健指導事業一式 1部
 - ・保健指導候補者リスト（Excel形式）
 - ・保健指導参加者リスト（Excel形式）
 - ・保健指導実施報告書（Excel形式）
 - ・管理・運用マニュアル

※保健指導で使用した教材一式を提供すること。

(2) 納品期限 令和9年3月31日

8 業務計画書及び業務完了報告書の提出

- (1) 本事業の委託契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (2) 本業務が終了した後、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- (3) 県は、必要に応じて、業務実施状況の報告を求めることができるものとする。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は県に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び業務完了後も業務に関係ない第三者に漏らしてはならない。

10 個人情報の取扱い

個人情報の取扱は、別紙1「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

11 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策は、別紙2「情報セキュリティ特記事項」によるものとする。

12 経費

本事業の実施に必要な全ての経費は委託金に含むものとする。

13 その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい理由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこととする。